

新宿区第四次 男女共同参画 推進計画

概要版

令和6（2024）年度から
令和9（2027）年度まで

ジェンダー平等社会を
目指して

誰もが個人として尊重され、
自分らしく豊かに生活できるまち新宿

令和6（2024）年2月

新宿区

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、
にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、
ことのできる社会を実現していくことを目的と

本計画の策定にあたっては、「新宿区総合計画」（基本計画）の個別施策Ⅰ-7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、下記のくめざすまちの姿・状態＞から本計画のビジョン及び視点を設定しました。

新宿区総合計画（基本計画）（平成 30（2018）年度～令和 9（2027）年度）

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ 1 番の新宿

・個別施策 7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」

くめざすまちの姿・状態＞

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざするとともに、学校や職場等の社会生活でつまずきを経験した若者が何度でもやり直ししながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。



【計画ビジョン】

誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿

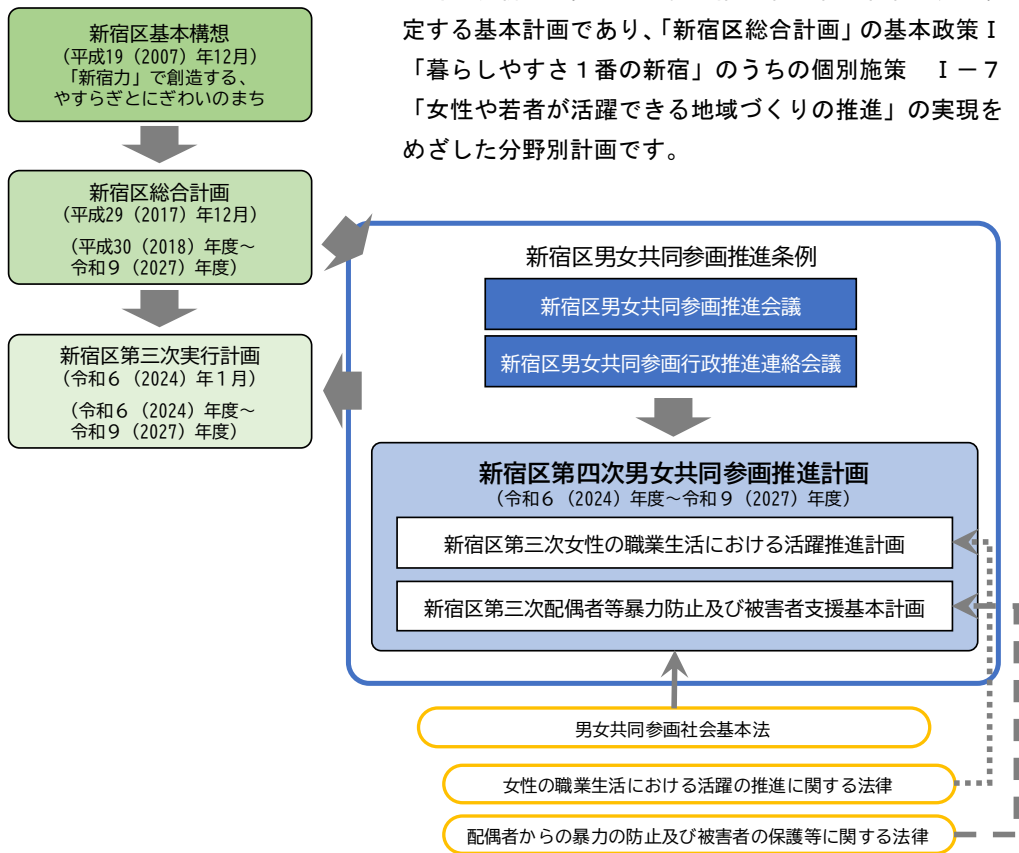
【3つの視点】

- 1 誰もが個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします
- 2 多様なライフスタイルが実現し、あらゆる場面で男女が公平に参画できるまちをめざします
- 3 あらゆる暴力のない尊厳をもって暮らせるまちをめざします

新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画するして策定します。

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ 1 番の新宿」のうちの個別施策Ⅰー7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画です。



本計画には、「新宿区第三次女性の職業第三次配偶者等暴力防止及び被害者

新宿区第三次女性の職業生活における活躍推進計画

計画の位置づけ

新宿区では、「女性の職業生活における活躍の推進」を「新宿区第四次男女共同参画推進計画」に盛り込み、くともにささえあう>「目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進」とくともにかがやく>「目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進」の「(1) 働く場における女性の活躍を推進します。」と「(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。」を「新宿区第三次女性の職業生活における活躍推進計画」と位置づけています。

計画の背景

平成27(2015)年度に「新宿区第二次男女共同参画推進計画」の見直しを行い、「女性の職業生活における活躍推進計画」を策定し、平成30(2018)年2月に「新宿区第三次男女共同参画推進計画」に包含する形で、「新宿区第二次女性の職業生活における活躍推進計画」を策定し、企業や働きたい女性への支援や仕事と家庭が両立する環境整備にも力を入れてきました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、働き方が多様化してきています。また、共働き世帯やひとり親世帯、単身世帯の増加等、家族のあり方も多様化する中、従来の仕事優先の働き方ではない、柔軟に働き方を選びつつ働き続けられる環境づくりが重要視されます。

女性があらゆる職業の担い手になるための支援を充実するとともに、家事、育児、介護等、様々な家庭事情を有する人が、自らの個性と能力を発揮しながら働き続け、活躍することができる環境を整備することが求められます。

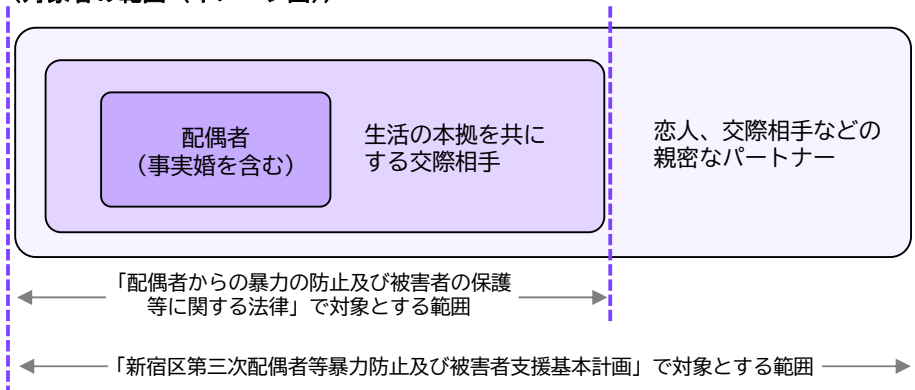
生活における活躍推進計画」及び「新宿区支援基本計画」が含まれています。

新宿区第三次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画

計画の位置づけ

新宿区では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で定める「配偶者暴力対策基本計画」を「新宿区第四次男女共同参画推進計画」に盛り込み、目標4「ともにおもいやる」>「人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現」を「新宿区第三次配偶者等暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置づけています。

(対象者の範囲（イメージ図）)



計画の背景

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や在宅時間の増加、先行き不透明な状況からのストレスや不安等から、家庭内での暴力等のDV増加が懸念される状況にあります。親しい関係にある人からの暴力（DV）は、犯罪であり重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、個人的な問題で済ますのではなく社会的な問題として、解決に向けた取組みを進めていくことが求められます。

新宿区第四次男女共同参画推進

【計画の体系】

計画 ビジョン	3つの視点	目標・個別目標
誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿	1 誰もが個性と能力を十分に発揮できるまちをめざします。	〈ともにみとめあう〉 目標 1 多様性をみとめあう社会づくり (1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。 (2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。 (3) ライフステージに応じた健康支援を行います。 (4) 性の多様性の理解促進と支援を行います。
	2 多様なライフスタイルが実現し、あらゆる場面で男女が公平に参画できるまちをめざします。	〈ともにささえあう〉 目標 2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進 (1) 働き方に対する意識啓発を推進します。 (2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。 (3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。 〈ともにかがやく〉 目標 3 あらゆる場面における男女共同参画の推進 (1) 働く場における女性の活躍を推進します。 (2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。 (3) 地域における男女共同参画を推進します。 (4) 教育の場における男女共同参画を推進します。
	3 あらゆる暴力のない尊厳をもって暮らせるまちをめざします。	〈ともにおもいやる〉 目標 4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現 (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。 (2) 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みを推進します。 (3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。 (4) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みを推進します。
		〈ともにすすめる〉 目標 5 協働により計画を推進するための体制づくり (1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。 (2) 庁内における計画の推進に取り組みます。 (3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。

計画の全体像を紹介します。

取組みの方向性

- (1) ①男女共同参画に向けた意識の形成 ②メディアにおける性差別の防止
 ③売買春等の違法行為の防止 ④男女共同参画に関する調査・研究
 ⑤外国人が安心して暮らせるための支援
- (2) ①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発
 ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発
- (3) ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発
 ②生涯にわたる健康づくり ③こころの健康支援
- (4) ①性の多様性の理解促進と支援

- (1) ①多様で柔軟な働き方を進める意識改革
- (2) ①区内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
 ②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進
 ③区職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) ①子育てを行う家庭に対する支援 ②介護を行う家庭に対する支援

- (1) ①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援
- (2) ①女性の政策・方針決定過程への参画 ②区職員における女性活躍の推進
- (3) ①地域活動での男女共同参画の推進 ②家庭・地域団体での男女共同参画の推進
- (4) ①教育分野における男女共同参画の推進
 ②教職員の男女共同参画の推進 ③保護者への男女共同参画に関する情報発信

新宿区第三次女性の職業生活
における活躍推進計画

- (1) ①配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進
 ②虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進
- (2) ①相談支援体制の整備 ②外国人被害者への対応
 ③暴力の防止に向けた推進体制の整備
- (3) ①被害者の安全確保 ②被害者の自立に向けた支援
- (4) ①性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みの推進

新宿区第三次配偶者等暴力防止
及び被害者支援基本計画

- (1) ①区民参画による男女共同参画の推進
 ②事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進
- (2) ①庁内での計画推進 ②計画の進捗管理
- (3) ①国・都への要望と連携

くともにみとめあう

目標 1 多様性をみとめあう社会づくり

個別目標（１）人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。

基本方針 誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまちを実現するためには、区民一人ひとりが人権を尊重し、性別、世代、国籍、価値観やライフスタイル等、それぞれが有する多様性をみとめあうことが求められます。

子どもから大人のあらゆる世代に対して、多様な考え方や価値観を理解するための意識啓発や学びの機会の提供などを通して、ジェンダー平等の意識を醸成します。

主な事業 小中学生に向けた意識啓発の推進
売買春等の違法行為防止についての意識啓発の推進

個別目標（２）固定的な性別役割分担意識を解消します。

基本方針 日常生活のあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を生じさせないように、区民一人ひとりが、自らの無意識の価値観や行動様式を振り返り、意識改革や改善を図ることができるよう、意識啓発に取り組みます。

主な事業 若い世代に向けた意識啓発

個別目標（３）ライフステージに応じた健康支援を行います。

基本方針 男女がお互いの性差を十分に理解しつつ、すべての人が生涯にわたり身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）であり続けるために、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを推進します。

主な事業 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発

個別目標（４）性の多様性の理解促進と支援を行います。

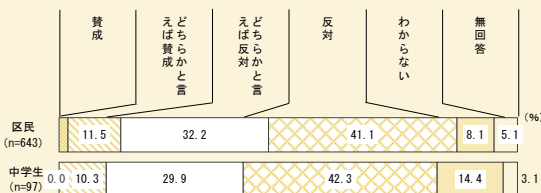
基本方針 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性は、当事者だけの問題ではなく、すべての人に関わることであり、誤った知識により偏見や差別を生じさせないことが求められます。性の多様性への理解促進のために意識啓発を行います。

主な事業 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進

《pick up》

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識については、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた「反対（合計）」が区民は7割台となっており、固定的な性別役割分担意識は着実に解消されつつあります。

【性別役割分担に対する考え】



資料：新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）
新宿区男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査（令和4（2022）年度）

目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進

個別目標（1）働き方に対する意識啓発を推進します。

基本方針 新型コロナウイルス感染症への対応を機に企業におけるテレワークが急速に浸透するとともに、働く側の意識が変化しており、企業においては、規模の大小にかかわらず、より柔軟な働き方が可能な職場環境を整えていくことが求められます。

区内事業者等への働きかけなどをとおして、区内におけるワーク・ライフ・バランス推進の機運を醸成します。

主な事業 ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催

個別目標（2）仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。

基本方針 誰もが、仕事と仕事以外の生活（育児、介護、地域活動、趣味等）との調和の取れた生活様式をさらに推進できるように、区民一人ひとりの意欲と能力を活かすことができる職場環境づくりや、自分らしい働き方を可能にするための情報提供や仕組み構築への支援などを行います。

主な事業 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定

個別目標（3）子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。

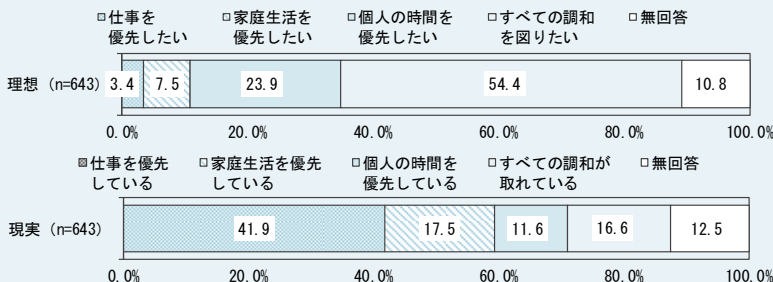
基本方針 性別にかかわらず、誰もが、働きながら、安心して育児や介護を行うことができるように、多様なニーズに対応しつつ、保育・介護サービスのさらなる充実を図ります。

主な事業 保育基盤整備の推進
性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進

《pick up》

ワーク・ライフ・バランスの理想についてみると、「すべての調和を図りたい」が5割台半ば近くで最も高い一方、現実には「仕事を優先している」が4割強で最も高くなっています。

【仕事、家庭生活、個人の時間のバランス（理想と現実）】



資料：新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査（令和4（2022）年度）

目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進

個別目標（１）働く場における女性の活躍を推進します。

基本方針 女性活躍推進法の公布により、女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会を実現することが求められます。

女性が、結婚、出産、育児等のさまざまなライフイベントを経ながらも、それぞれが望む形態で就労できる環境を整えるための支援を行います。

主な事業 女性の就職・再就職・転職の支援

個別目標（２）政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。

基本方針 女性が、あらゆる分野の意思決定過程に参画し、多様な視点や新たな価値観を取り込むことができるように、本区が率先して、政策や方針決定過程においてさらなる女性参画を図ります。

また、女性職員のキャリア形成やスマートワーキングのさらなる推進に取り組みます。

主な事業 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進

個別目標（３）地域における男女共同参画を推進します。

基本方針 日常生活や地域活動の場において、性別にかかわらず、誰もが対等な立場で活動に参画し、責任を担うことができるように、学習機会の提供や人材育成を行うほか、災害時におけるさらなる女性参画を図ります。

主な事業 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実

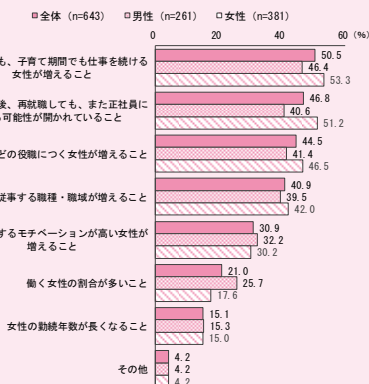
個別目標（４）教育の場における男女共同参画を推進します。

基本方針 人間形成がはじまると言われる幼少期から、ジェンダー平等を基盤とした教育を行うとともに、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を活かした学びの機会や進路を主体的に選択できるように、生きる力を育む教育を推進します。

主な事業 男女共同参画の視点からの教育活動の編成

《pick up》 仕事で「女性の活躍が推進されている」とはどのような状態だと思うかについては、「出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること」「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」が上位２項目として挙げられています。

【仕事で「女性の活躍が推進されている」とはどのような状態か】



資料：新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査
(令和4（2022）年度）

くともにおもいやる)

目標 4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない 安心できる社会の実現

個別目標 (1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。

基本方針 暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害ですが、配偶者や恋人等からの暴力については、犯罪かつ重大な人権侵害であるとの認識が必ずしも十分に浸透していないことから、配偶者等からの暴力 (DV) や虐待等は重大な人権侵害であるとの認識を十分に浸透させることが必要です。

DVの未然防止に向けた意識啓発や、デートDV等に関わる若年層への意識啓発等、暴力の加害者・被害者にならないための、より一層の意識啓発や情報提供を行います。

主な事業 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進、若年層に向けたDV防止啓発の実施

個別目標 (2) 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みを推進します。

基本方針 DV被害者が安心して相談できる環境づくりを推進します。また、配偶者等からの暴力を防止するために、行政機関や民間団体等との連絡・調整及び関係機関との緊密な連携により、配偶者等からの暴力の防止に向けて対処します。

主な事業 DVに関する専門相談、配偶者暴力相談支援センター事業の実施

個別目標 (3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。

基本方針 生命・身体に対する危険からDV被害者の身を守るために、安全を確保するための支援を行います。

また、適切な方法で安全を確保した後、DV被害者が自立して生活できるように、生活再建のための支援を行います。

新宿区配偶者暴力相談支援センター事業 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法) 等に基づき、平成29 (2017) 年 10 月に新宿区配偶者暴力相談支援センター事業を開始しました。DV相談ダイヤルを開設し、専門相談員によるDV相談や支援を行い、DV被害者の状況に応じて、関係各課・関係機関と連携しています。

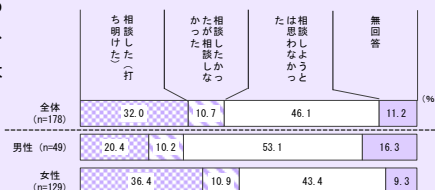
個別目標 (4) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた取組みを推進します。

基本方針 関係機関と十分に連携しながら、生命 (いのち) の安全教育の実施や啓発活動等を行います。

《pick up》DVについて打ち明けたり相談した経験の有無についてみると、「相談しようとは思わなかった」が4割台半ばを超えて最も高くなっています。また、相談先は「友人」が最も高くなっています。

【DVについて相談した経験の有無】

資料：新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査
(令和4 (2022) 年度)



<ともにすすめる>

目標5 協働により計画を推進するための体制づくり

個別目標（1）区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。

- 基本方針

区民、地域団体、事業者、NPO等、さまざまな主体と協働・連携しながら、本計画の施策や事業を総合的・効果的に実施します。
- 主な事業

男女共同参画推進会議の運営、しんじゅく女性団体会議の運営

個別目標（2）庁内における計画の推進に取り組みます。

- 基本方針

男女共同参画に関する施策・事業は、教育、防災、労働、保健、福祉等、幅広い分野にわたっていることから、組織横断的な「新宿区男女共同参画行政推進連絡会議」を今後も継続的に設置し、男女共同参画を推進する視点を踏まえながら、区のあらゆる施策・事業を展開します。
また、全職員・教職員が男女共同参画を意識しながら、日々の業務に取り組めるように、より一層の意識啓発を図ります。
- 主な事業

男女共同参画行政推進連絡会議の運営、男女共同参画の着実な推進

個別目標（3）国・都と連携して、男女共同参画を進めます。

区の意向を国や都に要望するとともに、区の政策形成・施策立案に際して必要な情報を収集するため、国や都との連携・調整を行います。

計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度の4年間とします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
新宿区総合計画（基本計画）（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）									
第一次実行計画			第二次実行計画			第三次実行計画			
新宿区第三次男女共同参画推進計画						新宿区第四次男女共同参画推進計画			
		見直し			計画策定				計画策定

新宿区第四次男女共同参画推進計画～ジェンダー平等社会を目指して～ 概要版

発行年月 令和6（2024）年3月

発行・編集 新宿区子ども家庭部 男女共同参画課
男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）
〒160-0007 東京都新宿区荒木町16番地
電話 03-3341-0801 FAX 03-3341-0740

印刷物作成番号 2023-12-3030

この印刷物は、業者委託により、1,000部印刷製本しています。その経費として、1部あたり110円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を想像するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。